

# 不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果(2023年4月~9月)

2024年1月31日

挑む。超える。ともに創る。



# 目次

#### 第1章

基盤的サービス提供の維持とお客さまへの不当な不利益防止に向けた取り組みの概要

#### 第2章

#### 不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果

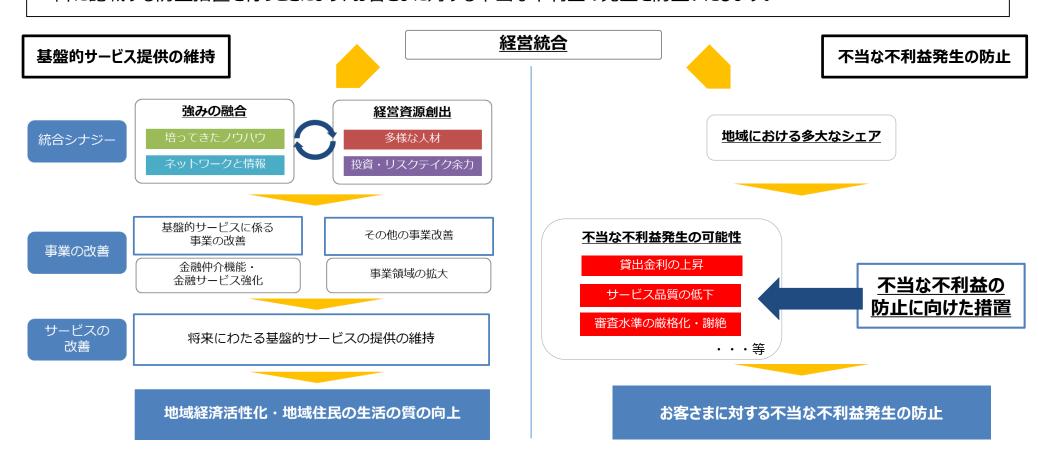
- I 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング
- Ⅱ 店舗網の維持に関するモニタリング
- Ⅲ 相談窓口に寄せられた相談等の内容
- Ⅳ 実効性評価のための委員会の開催状況



# 第1章 基盤的サービスの提供の維持と お客さまへの不当な不利益防止に向けた取り組みの概要

### 1. 基盤的サービス提供の維持と不当な不利益の発生防止

- ○プロクレアホールディングス(以降、「HD」と表記します)は、青森銀行とみちのく銀行の経営統合による統合シナジーの発揮・活用を通じて、基盤的サービスに係る事業を含めたグループ全体の事業の改善を進めるとともに、健全な経営基盤を構築することにより、基盤的サービスの提供を維持し、地域経済の活性化および地域住民の生活の質の向上に貢献してまいります。
- ○一方で、経営統合により多大なシェアを得ることで、お客さまに対して不当な不利益を生じさせる可能性があることから、次ページ以降に記載する防止措置を行うことにより、お客さまに対する不当な不利益の発生を防止いたします。



プロクレアホールディングス



#### 2. 不当な不利益の防止に向けた取り組みの基本方針と不利益防止に向けた措置

- 〇HDは、青森銀行とみちのく銀行の経営統合に伴い、お客さまに不当な不利益が生じることを防止するため、取り組みの基本方針を定めるとともに、取り組み方針を遵守し、不当な不利益の発生を防止するための措置を講じております。
- ○不利益防止措置について、実効性を確保するためのモニタリングを行っております。

#### 【不当な不利益の防止に向けた取り組みの基本方針】

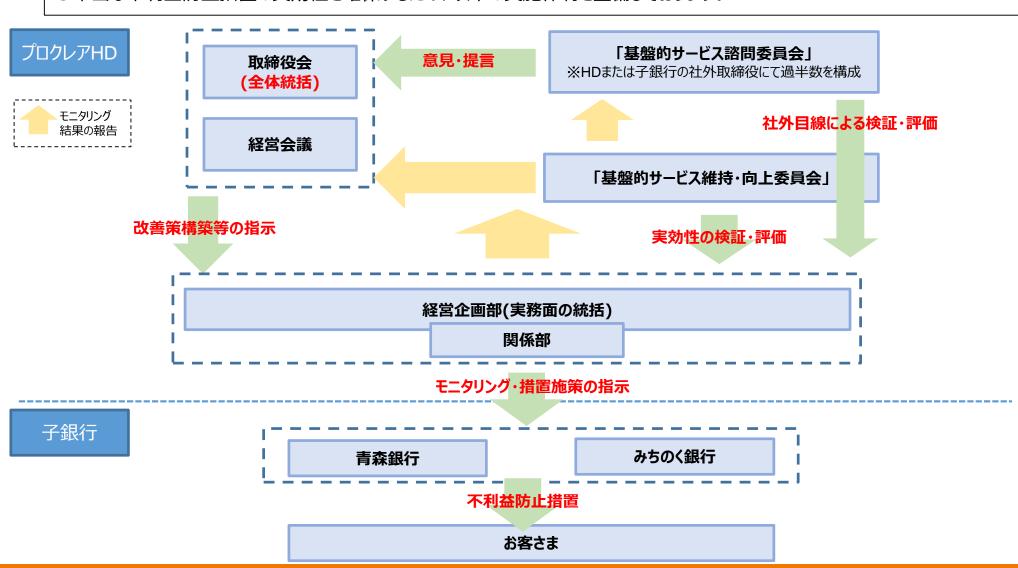
- (1)適切かつ合理的な理由なく、金利の引き上げおよび高い金利の設定、ならびに新たに保証人を立てることを条件とする等、 不当な融資条件を提示することはいたしません。
- (2)適切かつ合理的な理由なく、融資取引の拒絶はいたしません。
- (3)サービスの質の向上および地域の皆さまの利便性の向上に努めてまいります。
- (4)その他、お客さまに「不当な不利益」が生じないよう努めてまいります。

#### 【不当な不利益防止のための措置】

- (1)青森県内における中小企業向け融資に係る貸出金利および保証条件について、融資審査の際にその適切性・合理性を事前に確認します。 (モニタリング結果⇒7ページ〜)
- (2)青森県内の店舗統廃合は、お客さまの利便性に十分配意し、一定の店舗網を維持してまいります。 (モニタリング結果⇒13ページ~)
- (3)お客さまへ定期的(年1回)にアンケートを実施(※)し、不当な不利益防止措置の実効性についてモニタリングを行います。 ※第2回の実施を2024年2月頃に予定しております。第1回は2023年2月~3月に実施し、アンケート結果を2023年7月に公表しております。
- (4)経営統合および取引条件に関する相談窓口を設置し、お客さまからご意見・ご要望等を収集し、不当な不利益の発生等についてモニタリングを行います。 (モニタリング結果⇒16ページ)
- (5)弊社内において「基盤的サービス維持・向上委員会」を設置し、不当な不利益防止措置の実効性等についてモニタリングや評価を行うとともに、社 外取締役が過半数を占める「基盤的サービス諮問委員会」において客観的な見地からも検証を行い、弊社取締役会に対し意見・提言を行うこと で、取り組みの改善に努めます。 (モニタリング結果⇒17ページ)
- (6)上記措置の運用状況等を定期的に金融当局へ報告するとともに、各種モニタリング状況等の概要を公表します。 (本公表資料)

#### 3. 実施体制の整備

○不当な不利益防止措置の実効性を確保するため、以下の実施体制を整備しております。



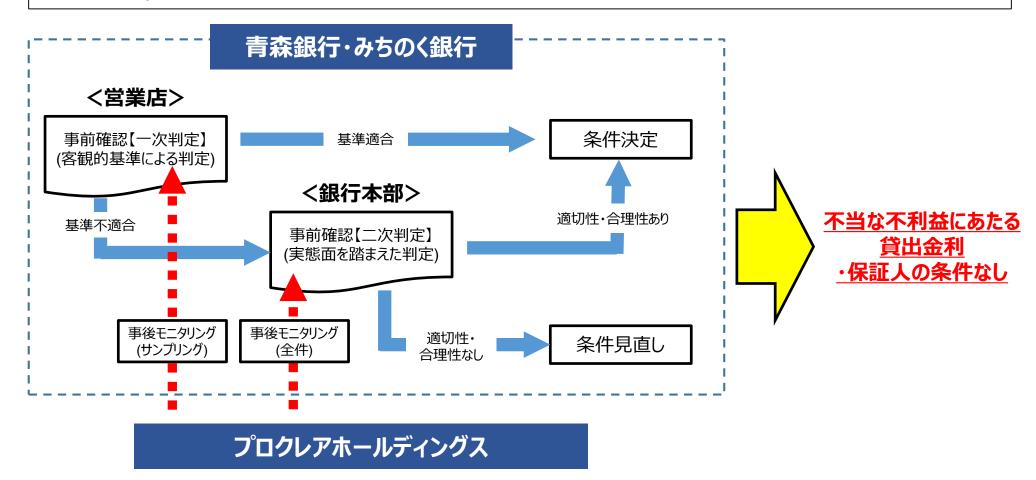


# 第2章 不当な不利益の防止に向けた措置のモニタリング結果



- I 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング
  - 1. 貸出金利および保証人の条件における適切性・合理性の確認状況
- ○貸出金利および保証人の条件それぞれについて、適切性・合理性の事前確認を以下のフローにて実施しております。
- ○事前確認の内容について、一次判定はサンプリング、二次判定は全件を対象としてHDによる事後のモニタリングを実施しております。

モニタリングの結果、不当な不利益と認められる貸出金利の条件、および保証人の条件はございませんでした。





## I 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング

#### 2. 貸出金利に係る定量モニタリングの実施内容

- 〇貸出金利において不当な不利益が発生していないかを定量的にモニタリングするため、中小企業のお客さまに対する貸出金の金利について、(1)の分類に基づき、(2)のモニタリングを実施しております。
- ○モニタリングの結果、不当な不利益にあたるような金利の上昇はないものと判断しております。

#### (1)貸出金の分類

両行の青森県内営業店と取引のある中小企業に対する貸出金について、 以下の①~④を対象に定量モニタリングを実施しております。





#### (2)定量モニタリングの内容

以下のa.およびb.の内容にて定量モニタリングを実施しております。

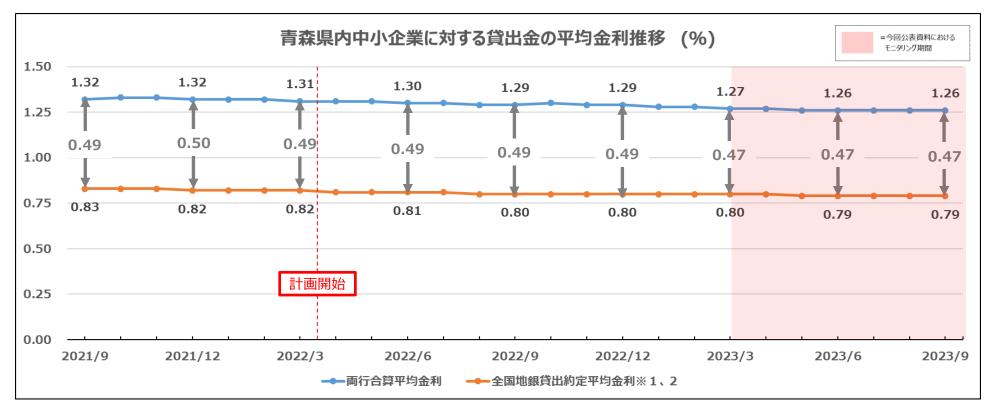
	モニタリング内容	モニタリングの目的		
а	<ul><li>平均金利の推移</li><li>上記(1)の対象ごとに平均金利を算出し、その推移をモニタリングしております。</li></ul>	中〜長期的な視点から、金利の上昇傾向がないかを検証します。		
b	・指標金利との金利差 a. の平均金利と比較するため、全国地銀貸出平均金利を 指標金利として選定し、平均金利との金利差をモニタリング。	貸出金利が実勢を上回る金利上昇となっていないかを検証します。		



# [ 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング

#### 3. 貸出金の定量モニタリング〔平均金利の推移〕

- ○青森県内の中小企業に対する貸出金全体の平均金利は安定して推移しております。
- ○<u>日本銀行が公表する全国地銀の貸出金約定平均金利</u>を指標金利とし、貸出金全体の平均金利との金利差をモニタリングしております。金利差は安定して推移しており、不当な不利益にあたる金利の上昇はないものと判断しております。



(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。

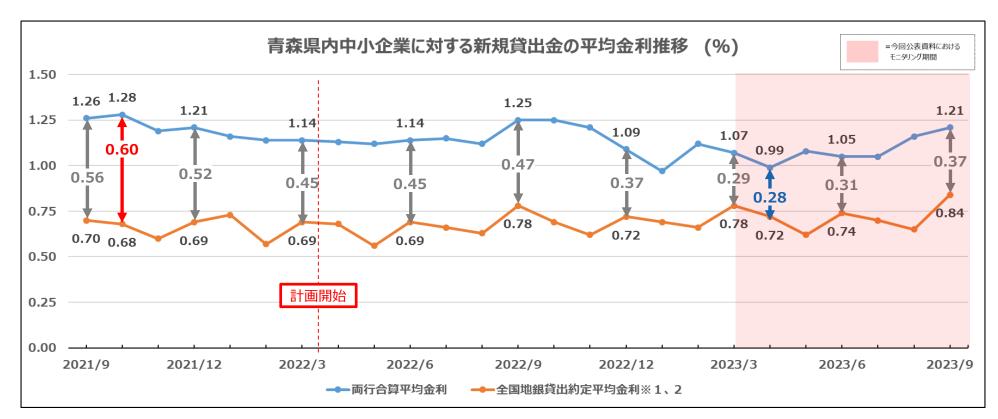
- ※1:日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「2.ストック>総合>地方銀行」を参照しております。
- ※2:全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。



#### **「 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング**

#### 4. 新規貸出金の定量モニタリング 〔平均金利の推移〕

- ○青森県内の中小企業に対する新規貸出金の平均金利は低下傾向にて推移しております。
- ○<u>日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金約定平均金利</u>を指標金利とし、新規貸出金平均金利との金利差をモニタリングしております。2023年4月 ~9月の期間、金利差は過去の実績程度、もしくは過去実績を下回る水準にて推移しており、不当な不利益にあたる金利の上昇はないものと判断しております。



(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

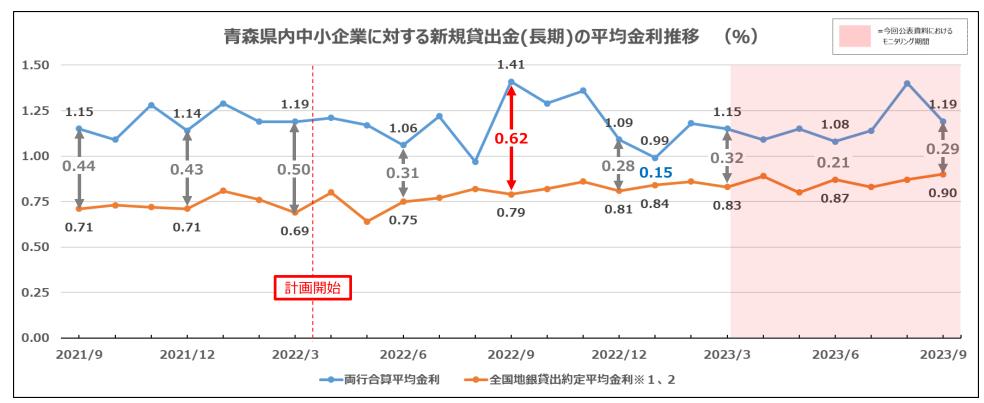
- ※1:日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>総合>地方銀行」を参照しております。
- ※2:全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。



### [ 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング

### 5. 新規貸出金(長期)の定量モニタリング 〔平均金利の推移〕

- ○青森県内の中小企業に対する新規貸出金(長期)の平均金利は、2022年9月をピークに以降、低下傾向にて推移しております。
- ○<u>日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金のうち長期貸出金の約定平均金利</u>を指標金利とし、新規貸出金(長期)平均金利との金利差をモニタリングしております。2023年4月~9月の期間、金利差は過去の実績程度の水準にて推移しており、不当な不利益にあたる金利の上昇はないものと判断しております。



(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

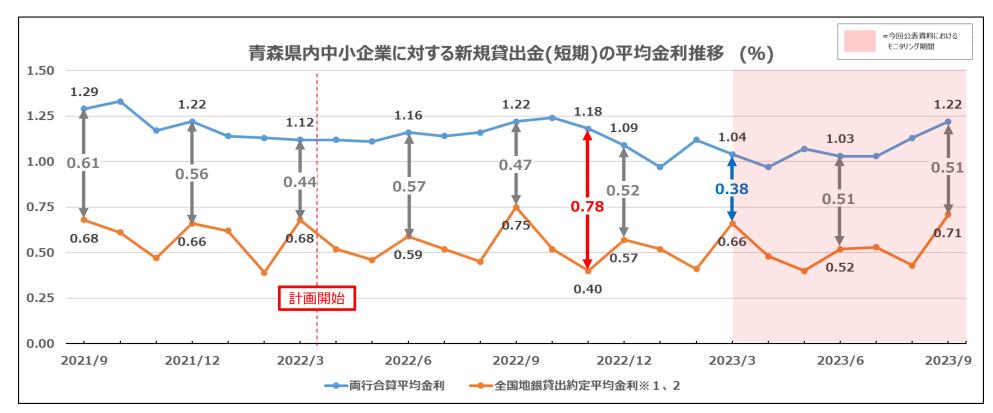
- ※1:日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>長期>地方銀行」を参照しております。
- ※2:全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。



# **[ 融資条件(金利・保証)の適切性・合理性に関するモニタリング**

### 6. 新規貸出金(短期)の定量モニタリング 〔平均金利の推移〕

- ○青森県内の中小企業に対する新規貸出金(短期)の平均金利は安定して推移しております。
- ○<u>日本銀行が公表する全国地銀の新規貸出金のうち短期貸出金の約定平均金利</u>を指標金利とし、新規貸出金(短期)平均金利との金利差をモニタリング しております。2023年4月~9月の期間、金利差は過去の実績程度の水準にて推移しており、不当な不利益にあたる金利の上昇はないものと判断しております。



(注)グラフの上下矢印および矢印上の数字は平均金利と指標金利の金利差を表します。赤色はモニタリング期間中の最大値、青色は最小値を示しております。

- ※1:日本銀行が公表する「貸出約定平均金利」における「1.新規>短期>地方銀行」を参照しております。
- ※2:全国地銀の貸出約定平均金利は、中小企業に対する貸出金の他、大・中堅企業、政府・地公体、個人等に対する貸出を含めた平均金利となっております。



#### Ⅱ 店舗網の維持に関するモニタリング

#### 1. 2025年度および2026年度の実施予定店舗 -1/2-

- ○2023年7月21日に2025年度および2026年度に実施予定の店舗統合について公表いたしました。
- ○青森県内の店舗統合について、対象店舗と統合先店舗の移動時間は、基盤的サービス維持計画に掲げる30分以内にいずれも収まっております。また、 公表済みの店舗統合については、全て金融当局より事前の確認を得ております。

#### (1)青森銀行における店舗統合対象店舗

#### 【2025年度】

	対象店舗(50音順)	統合先店舗		1	移動時間	
	7987/日間 (JU日/頃/	銀行名	支店名	銀行名            支店名		(分) <sup>※1</sup>
5	札幌中央支店	みちのく銀行	札幌支店	統合先店舗を使用		_*2
	七戸中央支店	みちのく銀行	七戸支店	統合先店舗を使用		6.57
な	能代中央支店	みちのく銀行	能代支店	青森銀行	能代中央支店	%2
は	東造道支店	みちのく銀行	八重田支店	統合先店舗を使用		1.48
6	六ヶ所中央支店	みちのく銀行	六ヶ所支店	統合先店舗を使用		2.38

#### 【2026年度】

	対象店舗(50音順)	統合先店舗			移動時間	
	对然后部(DU目似)	銀行名	支店名	銀行名           支店名		(分) <sup>※1</sup>
あ	エルムの街支店	青森銀行	五所川原支店	統合先店舗を使用		4.35
	乙供支店	青森銀行	上北町支店	統合先店舗を使用		11.37
か	北大通支店	みちのく銀行	堅田支店	統合先店舗を使用		1.03
た	十和田南支店	青森銀行	十和田支店	統合先店舗を使用		2.55
は	堀口支店	青森銀行	三沢支店	統合先店舗を使用		4.97
ŧ	松原通り支店	みちのく銀行	桜川通り支店	青森銀行    松原通り支店		0.40

- (注) いずれの店舗統合も「支店内支店方式(同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態)」による統合となっております。
- ※1 移動時間は交通センサスデータ (国土交通省) に基づき自動車による移動時間を計測しております。
- ※2 青森県外の店舗統合はKPIの対象外としております。

# Ⅱ 店舗網の維持に関するモニタリング

### 1. 2025年度および2026年度の実施予定店舗 -2/2-

#### (2)みちのく銀行における店舗統合対象店舗

【2025年度】

	対象店舗(50音順)	統合先店舗		営業場所		移動時間
	对邻伯丽(JU目順)	銀行名	支店名	銀行名	支店名	(分) <sup>※1</sup>
あ	鯵ヶ沢東支店	青森銀行	鯵ヶ沢支店	みちのく銀行	鯵ヶ沢東支店	2.10
	板柳南支店	青森銀行	板柳支店	みちのく銀行	板柳南支店	0.73
か	五戸中央支店	青森銀行	五戸支店	統合先店舗を使用		0.30
2	栄町支店	青森銀行	青森東支店	統合先店舗を使用		0.63
	仙台一番町支店	青森銀行	仙台支店	統合先店舗を使用		_*2
た	鶴田駅前通り支店	青森銀行	鶴田支店	統合先店舗を使用		0.77
	東京中央支店	青森銀行	東京支店	統合先店舗を使用		※2
な	野辺地中央支店	青森銀行	野辺地支店	みちのく銀行	野辺地中央支店	0.53
は	深浦北支店	青森銀行	深浦支店	統合先店舗を使用		0.13

#### 【2026年度】

	対象店舗(50音順)	統合先店舗		営業場所		移動時間
	別然后間(30目順)	銀行名	支店名	銀行名	支店名	(分) <sup>※1</sup>
あ	旭ヶ丘支店	青森銀行	旭ヶ丘中央支店	統合先店舗を使用		1.82
	石江支店	青森銀行	青森西支店	統合	先店舗を使用	1.63
か	金沢支店	青森銀行	大野支店	統合	先店舗を使用	1.27
	木造支店	青森銀行	つがる支店	統合	先店舗を使用	1.12
	黒石内町支店	青森銀行	黒石支店	統合	先店舗を使用	1.02
	小湊支店	青森銀行	平内支店	みちのく銀行	小湊支店	1.78
5	三内支店	青森銀行	浪館支店	統合先店舗を使用		3.6
	白銀支店	青森銀行	鮫支店	統合先店舗を使用		1.48
た	第二問屋町支店	青森銀行	問屋町支店	統合先店舗を使用		2.83
は	八戸駅前支店	青森銀行	八戸西支店	統合先店舗を使用		1.17
	平賀支店	青森銀行	平川支店	統合先店舗を使用		0.6
	穂並支店	みちのく銀行	十和田中央支店	統合先店舗を使用		5.83
⇟	松島支店	みちのく銀行	五所川原中央支店	統合先店舗を使用		2.62
ゃ	柳町支店	青森銀行	湊支店	統合	先店舗を使用	1.32

<sup>(</sup>注) いずれの店舗統合も「支店内支店方式(同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態)」による統合となっております。

<sup>※1</sup> 移動時間は交通センサスデータ(国土交通省)に基づき自動車による移動時間を計測しております。

<sup>※2</sup> 青森県外の店舗統合はKPIの対象外としております。



#### Ⅱ 店舗網の維持に関するモニタリング

#### 2. 経営統合後における店舗統合

- ○2022年4月の経営統合以降、下表記載の店舗統合を行ってまいりました。
- 〇小泊支店の統合につきましては、「対象店舗と統合先店舗の距離は車で30分圏内」というKPIを上回っております。
- 〇同店につきましては、移転後の建物内に「こどまり事務所」を開設し、資産運用や個人ローンなどの金融相談対応や統合先店舗への取次業務の対応を 行い、地域のお客さまに向けた金融サービスを継続しております。
- ○店舗の統廃合に当たっては全て金融庁より事前の確認を受けております。

#### (1)2022年4月以降に実施した店舗統合(青森銀行・みちのく銀行)

銀行名	→ 各庄盆 (45 <b>△</b> □ III5)	統合先店舗		<b>%</b> ☆△□	<b>1夕≨↓□1□0□1□0□1□□1□0□1□□1□1□1□1□1□1□1□1□1□1□□1□0□1□1□1□1□1□1□1□1□1□1□</b>	
<b>越行</b> 名	対象店舗(統合日順)	銀行名	支店名	統合日	移動時間(分) <sup>※2</sup>	
	城西出張所	青森銀行	親方町支店	2022年11月28日	8.45	
	下組町支店	青森銀行	八戸支店	2022年11月28日	5.17	
青森銀行	桔梗野支店	青森銀行	弘前南支店	2023年3月27日	6.10	
	本通支店	青森銀行	梁川町支店	2023年3月27日	_*3	
	富田支店※1	青森銀行	弘前南支店	2023年7月10日	3.37	
	上土手町支店※1	みちのく銀行	弘前営業部	2022年11月14日	2.57	
みちのく銀行	弘前公園前支店※1	みちのく銀行	堅田支店	2022年11月14日	4.55	
のつい、戦行	国道支店※1	みちのく銀行	青森中央営業部	2023年2月13日	3.52	
	小泊支店 <sup>※1</sup>	みちのく銀行	中里支店	2023年6月26日	36.18	

- ※1「支店内支店方式(同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態)」による統合となっております。
- ※2 移動時間は交通センサスデータ(国土交通省)に基づき自動車による移動時間を計測しております。
- ※3 青森県外の店舗統合はKPIの対象外としております。



## Ⅲ 相談窓口に寄せられた相談等の内容

- ○経営統合および取引条件に関する相談窓口を以下のとおり、社内および金融庁内にそれぞれ設置しております。
- ○窓口に寄せられた利用者意見等の概要は以下のとおりですが、不当な不利益の発生に関する相談はございませんでした。
- ○貸出金利や保証人等、取引条件の変化についてのご意見・ご相談等は引き続き記載のお問い合わせ先へお寄せください。

#### <ホールディングスのお問い合わせ先>

■経営統合および取引条件に関する相談窓口

(株式会社プロクレアホールディングス リスク統括部内)

電話番号:0120-269022

受付時間:平日9:00~17:00

#### <金融庁のお問い合わせ先>

■金融サービス利用者相談室 (金融庁)

電話番号:0570-016811

(IP電話等: 03-5251-6811)

受付時間:平日10:00~17:00



#### 相談窓口に寄せられた利用者意見等の概要

- ①店舗の統廃合やATMの撤去に関するご意見・ご要望
- ②その他、合併に伴うお取引に関するご質問

#### IV 実効性評価のための委員会

#### 1. 2023年4月~9月の開催状況

- ○2023年4月~9月のモニタリング結果について、社内委員会である基盤的サービス維持・向上委員会、および取締役会の諮問機関である基盤的サービス諮問委員会に以下のとおり報告し、**いずれの委員会からも不当な不利益防止措置の実効性について問題ないとの評価を受けております。**
- ○また、基盤的サービス諮問委員会においては以下に記載した意見・提言が出ております。なお、過去の意見・提言については以下の対応を行っており、今後出される意見・提言についても、施策の検討に際し、適切に反映してまいります。
- (1)基盤的サービス維持・向上委員会

開催日 2023年 8月24日 (木)

※2023年4月~2023年6月のモニタリング結果の報告

2023年11月21日(火)

※2023年4月~2023年9月のモニタリング結果の報告

(2)基盤的サービス諮問委員会

開催日

2023年11月28日(火)

※2023年4月~2023年9月のモニタリング結果の報告

#### 構成員

役職名	氏 名	役 職	役職名	氏 名	役 職
委員長	樋口 一成	HD社外取締役 株式会社コロワイド社外取締役		成田 晋	HD、青森銀行代表取締役
委員	石田 憲久	青森銀行社外取締役 青森商工会議所副会頭、等	委 員	藤澤 貴之	HD、みちのく銀行代表取締役
委員	委員 櫛引 利貞 青森銀行社外取締役 青森県中小企業団体中央会会長、等		委 員	石川 啓太郎	HD、青森銀行代表取締役
委 員	西谷 俊広	みちのく銀行社外取締役 有限会社西谷コンピュータ会計事務所代表取締役	※役職は開催日	寺点の役職を記載しておりま	च

#### 意見·提言

- ①不当な不利益防止の観点からは問題がない状況と認識しており、モニタリングを継続していただきたい。
- ②実施施策の中で不当な不利益の観点から懸念があるものについては、引き続き、不当な不利益の有無について整理を行った上で対応いただきたい。
- (3)過去の意見・提言への対応

意見·提言

- ・貸出金利の事前確認については事例を営業店等に共有し、判断のスピードアップひいては地元企業に対する資金の円滑な供給につなげてほしい。(第1回)
- ・金利の引き上げや融資のお断りといった説明にあたっては、これまで以上に丁寧な説明を行う、融資の相談に対する感度を高めるなど、お客さまとのコミュニケーションを深め、 お客さまの納得性を上げていく必要がある。(第2回)

対応

事例の共有や、お客さまへの誠実かつ丁寧な対応の徹底等、必要な情報提供や指示を子銀行に対して実施しております。



挑む。超える。ともに創る。

# プロクレアホールディングス